

平成28年第4回辰野町議会定例会会議録(14日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 平成28年6月14日 午後2時開議

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	岩田	清	2番	根橋	俊夫
3番	向山	光	4番	中谷	道文
5番	山寺	はる美	6番	堀内	武男
7番	篠平	良平	8番	小澤	睦美
9番	瀬戸	純	10番	宇治	徳庚
11番	熊谷	久司	12番	垣内	彰
13番	成瀬	恵津子	14番	宮下	敏夫

5. 会議事項

日程第1 議案第17号 平成28年度辰野町一般会計補正予算(第2号)

日程第2 請願・陳情についての委員長報告

日程第3 議員提出議案の審議について

発議第1号 TPP交渉に関する意見書の提出について

発議第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について

発議第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について

日程第4 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島	範久	副町長	武居	保男
教育長	宮沢	和徳	代表監査委員	三澤	基孝
総務課長	一ノ瀬	元広	まちづくり政策課長	山田	勝己
産業振興課長	一ノ瀬	敏樹	こども課長	武井	庄治
会計管理者	宮原	修二	住民税務課長	赤羽	博
保健福祉課長	守屋	英彦	建設水道課長	小野	耕一
生涯学習課長	原	照代	税務担当課長	伊藤	公一

辰野病院事務長 今 福 孝 枝

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 赤 羽 裕 治

議会事務局庶務係長 菅 沼 由 紀

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 6 番 堀 内 武 男

議席 第 7 番 篠 平 良 平

9. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

先週末、開幕したほたる祭りは好天に恵まれ、またホテルも予想以上の発生がみられ良いスタートとなりました。準備、運営に携われた皆様、大変お疲れさまでした。閉幕まで盛大にお祭りが開催されますことを願うものです。定足数に達しておりますので、第 4 回定例会第 14 日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、議案第 17 号、平成 28 年度辰野町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○向山（3 番）

議案書の 10 ページになりますが、環境衛生事業、再生可能エネルギー等導入推進事業街路灯設置工事、当初予算が 910 万円であったかと思いますが、この増額の内容についてご説明いただきたいと思えます。

○住民税務課長

それでは向山議員の質問にお答えいたします。先ほど議員さんが言われましたとおり当初予算は 910 万円でした。それが県のヒヤリング等の中で 278 万 5,000 円の増額をしまして、計 1,188 万 5,000 円となったものです。内容的につきましては太陽光発電を緊急避難所への誘導ということで、当初 11 基を設置予定でしたが、ヒヤリングの中で 14 基ということで、やはり道路の精査というか、その地区の精査をした中で、3 基分増加が認められた中での、今回の補正となっております。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第17号、平成28年度辰野町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第17号、平成28年度辰野町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。日程第2、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、各常任委員会へ付託となりました請願・陳情について各常任委員長より、審査結果の報告を求めます。はじめに、陳情第6号「緊急事態基本法」の早期制定を要望する意見書提出を求める陳情。陳情第9号、T P P協定を国会で批准しないことを求める陳情。陳情第10号、国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書。陳情第11号、T P Pに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情書。陳情第12号、九州電力川内原子力発電所の即時運転停止を求める意見書の提出を求める陳情。以上、5件について総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長、根橋俊夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（根橋）

それでは、本定例会初日に当委員会に付託されました、陳情第6号「緊急事態基本法」の早期制定を要望する意見書提出を求める陳情。陳情第9号、T P P協定を国会で批准しないことを求める陳情。陳情第10号、国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書。陳情第11号、T P Pに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情書。及び陳情第12号、九州電力川内原子力発電所の即時運転停止を求める意見書の提出を求める陳情についての審査結果を報告します。6月10日午前9時から、総務産業常任委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。以下、その概要を報告します。陳情第6号、「緊急事態基本法」の早期制定を要望する意見書提出を求める陳情についての報告です。

審査における意見は、「災害への対応が必要と言っているが東日本被災地の首長の9割が必要ないとアンケートに答えている。本当の狙いは国際紛争への対応になっているのではないか」「内容は自民党の考え方そのものであり、改憲内容を隠しながらやっているその手法は問題である。災害対策に本当に必要であるなら、災害対策基本法を改正すれば済むことである」「資料を見れば憲法改正が本音。やるなら憲法改正を先にやるべきである」「大規模災害とテロを無理やり一緒に考えている。大統領制を念頭に考えた発想で、国防と自然災害をごっちゃにしている」「文言どおり捉えれば賛成できる」

「国防に関する基本法は必要であり、賛成する」ほかに意見はなく、採決の結果、採択に賛成が2、反対が4となり不採択とするべきと決しました。陳情第9号、TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情について報告をいたします。審査における意見は「陳情趣旨については理解できるが、TPP交渉は大筋合意されたので、撤回はなじまない」「TPPは農業との関連が大きく取り上げられているが、農業以外にも医療分野への営利企業の参入、食の安全への侵害、公共事業への参入、ISDS条項が問題であるが、撤回は賛成できない」「TPP交渉の内容は公表されたが、ほとんど黒塗りで内容がわからない。国会での審議では全部開示するべきであり本陳情に賛成する」ほかに意見はなく、採決の結果、採択に賛成1、反対5となり不採択とするべきと決しました。陳情第10号、国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書について報告いたします。審査における意見は、「増税中止は社会保障費の財源確保に影響するので、反対」「消費税は10%にするべきであり、政府方針の延期はおかしい。アベノミクスは失敗と思うが、消費税に頼らざるを得ない」「消費税を福祉の財源といっているが、その一方では大企業に減税している。大企業への減税がなければ財政は適正に運営できる。採択に賛成する」「大企業の利益をどのように労働者に還元するのか議論が不十分であり、仕組みを変えていかないといけない」ほかに意見はなく、採決の結果、採択に賛成1、反対5となり不採択とするべきと決しました。陳情第11号、TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情書について報告いたします。審査では、「陳情趣旨は理解できる。採択に賛成である」「国会での審議において、情報開示を求めることが重要である。採択に賛成する」「報道によれば、大筋合意の内容は国会決議に違反している。食糧自給率の低下や農業への打撃が大きく農業に関しては問題が多い。また、ISDS条項はアメリカの言いなりになってしまい、不平等である」「農業の持続的発展のための対策は必要であ

り、採択に賛成する」「27年12月議会で国に提出した『T P Pに関する意見書』の趣旨が実現されていないので、陳情には賛成する」なお、「前回意見書の趣旨と今回の陳情の趣旨及び『公共事業の入札への参加への懸念』の文言を加えて意見書を提出すべきである」ほかに意見はなく採決の結果、全会一致にて採択すべきと決し、意見書を提出することに決しました。陳情第12号、九州電力川内原子力発電所の即時運転停止を求める意見書の提出を求める陳情について報告いたします。審査では、「趣旨は分かるが、国の安全委員会が認めているので、それ以上のことは当議会としては判断できない。陳情には反対である」「判断に参考となる資料が不足している。断層に関する研究や地震発生予知などの研究もその成果が出ていない。陳情には反対である」「陳情趣旨は分かるが、即時停止には反対である。国は、原発の地震対策をしっかりと取るべきであると思う」「福島原発の事故に関して地震との関係の検証がないのに、稼働を再開している。安全神話だけが復活している。なし崩し的な運転再開には不安がある。原発が稼働しなくても電力は足りており、原発は停止すべきであると考え。採択には賛成である」採決の結果、採択に賛成1、反対5となり不採択とするべきと決しました。陳情5件の審議結果は以上のとおりであります。なお、T P Pに関しては別途、意見書を発議いたしますので、全議員のご賛同をいただきますようお願いして報告いたします。

○議 長

ただ今の委員長報告に対し、陳情第6号「緊急事態基本法」の早期制定を要望する意見書提出を求める陳情について、質疑を行ないます。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は不採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって陳情第6号は委員長報告のとおり決しました。次に、陳情第9号、T P P協定を国会で批准しないことを求める陳情について、質疑を行ないま

す。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議長

討論を終結いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は不採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって陳情第9号は委員長報告のとおり決しました。次に、陳情第10号、国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書について、質疑を行いません。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

○瀬戸(9番)

委員会の決議に反対の立場から発言させていただきます。1989年4月1日、消費税率3%が高齢化社会のため、という理由で導入されてから1997年5%、2014年4月には8%と税率が上げられてきました。税率が上げられるたび、社会保障充実のため、税収が減ってきているから消費税を上げなければならないの理由で増税が行われてきました。さぞかし、社会保障の充実が図られたかといえば、年金は減らされ、国民健康保険税は上がり、要支援者の介護保険外しなど社会保障分野での負担が増え、消費税値上げに連動し、水道利用料の値上げなどが行われ格差社会を拡大し、自殺など悲しい事件も起きています。社会保障に使われるはずの消費税収の86%が大企業の法人税の減税で消えてなくなってしまうのが現状です。消費税は赤ちゃんから高齢者まで、全ての国民が消費することで税金を支払う仕組みです。消費税による家計の圧迫から、国民は消費を控える生活防衛を行います。消費税は消費をするなど言っているようなもので、低所得者ほど負担が重くなる不公平で逆進的な税制なのです。また、中小業者にしてみれば、売り上げ高1,000万円から1,500万円の事業者の6割以上が消費税を納められないなど

の実態が明らかになっています。長期のデフレに苦しむ日本経済の中で、中小業者は価格を抑えざるを得ず、消費税を上乗せできずに自腹で負担するしかありません。自腹で負担できる事業者は良いですが、自営業者の中には自分の収入がなくなり、営業していくことも困難となり、廃業に追い込まれてしまう事業者も出て来ています。消費税を上げれば消費が減り、企業収益がダメージを受け、結果として税収が減る、という流れは消費税導入時から現在までに実証されてきました。社会保障の進んだヨーロッパは消費税が高いから高福祉なのではありません。企業など、事業主の社会保障負担が大きな支えとなっているのです。消費税法では、人件費の割合が高い企業ほど納税額が高くなる仕組みです。一方、正社員を請負や派遣などに切り替えれば、請負や派遣費用の5%が納税額から差し引かれ、税負担が軽減されます。消費税はリストラ促進や不安定雇用拡大に一役買っているのです。大企業はバブル期を上回る空前の利益を上げながら、法人税収は大幅に減っているのです。消費税が8%になり国民の生活、雇用、中小企業の経営もますます厳しくなり、日本経済の勢いを削いでしまったという現実。そして、10%の増税は日本経済そのものを冷え込ませ、破綻してしまう方向に向かっていくことになります。まさしく、消費税10%の増税延期ではなく、中止をすることこそが日本経済の建て直しには必要だと考え、消費税率10%への増税中止の意見書を提出するべきとの考えから、委員長報告の不採択に反対します。

○議 長

次に委員長報告に賛成者の発言を許可します。

○熊谷（11番）

委員長報告に賛成の立場から意見を述べます。昨年度の国の財政収支は国債発行を除く歳入が63.2兆円、国債費を除く歳出が77.5兆円と14.3兆円の赤字です。この額は昨年度の日本のGDP 504兆円の2.8%に当たります。2020年にプライマリーバランスの黒字化を公言している安倍首相は、中間点の2018年に赤字額をGDP比1%以下にすることを目指していますが、今回の消費税増税延期でその実現は棚上げされた格好になりました。また、昨年度末の国の債務残高は842兆円、地方の分を含めると1,041兆円に上りGDP比では、207%に達しています。OECD（経済協力開発機構）によると、ギリシャでも190%で、日本は世界の主要国で最悪の順位です。日本の借金は国民の預貯金から集められているから大丈夫、とも言われていますが、国内総生産2年分の借金は何とかしなければなりません。プライマリーバランスを黒字化するには税収を上げるか、

または増え続ける社会保障を抑制するかですが、今はその両方を実現しなければならない状況と言えます。税収を上げるために景気を良くすることが最も大切ですが、消費税も上げざるを得ないと考えます。景気対策として今回、消費税増税を来年4月から更に2年半後へと延期することになりますが、できるだけ早い時期に10%に増税すべきと考えます。以上、委員長報告に賛成の意見といたします。

○議長

ほかにありませんか。

(なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第10号、国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書について採決をいたします。反対の意見がありましたので起立により採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、不採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 9名)

○議長

起立多数です。よって陳情第10号は、委員長報告のとおり決しました。次に、陳情第11号、TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情書について、質疑を行ないます。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議長

討論を終結いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって陳情第11号は委員長報告のとおり決しました。次に、陳情第12号、九州電力川内原子力発電所の即時運転停止を求める意見書の提出を求める陳情について、質疑を行ないます。ありませんか。



(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。はじめに委員長報告に反対者の発言を許可します。

○瀬戸（９番）

委員会の決議に反対の立場から発言します。４月１４日の熊本地震発生から今日で２ヶ月が過ぎました。余震が毎日続く中、この６月１２日には震度５弱、そして昨日は震度４の地震があり、２ヶ月を過ぎた現在も余震が続いています。こうした中で鹿児島県薩摩川内市にある川内原発２基が全国で唯一運転を続けています。原発事故が起きると安全に避難できない、川内原発周辺の多くの住民がそう考えていると安全安心研究センターによるアンケート調査で判明しました。今も余震が続く中、地震と原発事故を心配し、不安な生活を送っています。現在、各市町村では万が一に備え、防災計画が立てられています。原発事故は起きてしまったら私たち人間には対処できない、現在の科学では対応できない状況になることは福島第一原発事故で実証済みです。地震が続く中での原発事故の防災として、運転を停止することが大きな防災になるはずですが。九州電力や原子力規制委員会では、「現状で安全上、問題はない。基準内の揺れだから停止はしない。想定外の事故が起きるとは判断していない」と原発を停止しようとしません。事故が起こってからでは遅いのです。福島原発事故時にも聞いたような基準内や、安全の言葉、事故後それは安全神話と言われました。基準外、想定外が万が一起きた場合、対処ができない状況になることは福島第一原発事故を見ても明らかです。５年経った現在も福島第一原発は収束していません。東日本大震災後、原発稼働ゼロでも電力不足は起きていません。国民生活、経済活動に何ら支障がないにもかかわらず、地震が続く中、危険な原発を稼働させる理由は全くありません。川内原発は直ちに停止すべきです。「想定外だった」はもう通用しません。このまま運転を続けることは、住民の安全を無視した行為であり、余震が続く間は稼働させないことが住民の命と生活を守ることになると考えます。政府がしっかり地震と向き合い、原発の運転を停止するよう意見書を提出すべきだと考え、九州電力川内原子力発電所の即時運転停止を求める陳情の不採択、委員長報告に反対します。

○議長

次に委員長報告に賛成者の発言を許可いたします。

○小澤（８番）

委員長報告の不採択に賛成の立場から発言したいと思います。原発事故はこの陳情にあるように、５年前の福島第一原発の経験からも現在の科学技術では対応できないことは明らかです。そこで、原子力発電撤廃についての国際的な流れを見てみますと、1966年４月26日に発生したチェルノブイリ原子力発電所事故の後、スウェーデンやイタリア、ドイツ等が政策化に踏み切り、1990年から2000年代前半の原油価格の下落、火力発電の効率向上により原子力の経済性が低下したため、原子力発電撤廃論が力を得たと思われまます。その後、2007年ごろから急激な上昇をみせた原油価格の高騰は、原子力発電の推進の材料となり、2008年７月の洞爺湖サミットでは原油価格高騰対策として原子力発電を世界的に推進し、中国やインドにも原子力発電の利用を積極的に働きかけるという方向性で、参加各国の合意をみることとなりました。しかし、2011年３月の福島第一原子力発電所事故は、今までの原子力発電推進の歯止めとなりました。そしてドイツ、ベルギー、スイスといった原子力発電の依存度の高い国も脱原発を決定し、77%の電力を原子力に頼るフランスも、2025年までに50%へ引き下げる減原発の方針を示すなど、原子力発電の依存度を下げたり、ゼロにしたりする方向が強まっています。このような流れの中で川内原発は福島第一原発の事故後の新規制基準化で初めて再稼動しました。この新規制基準は地震で起こりうる最大級の揺れを定め、それに基づいて耐震設計を行うなど、重大事故対策を電力会社に義務つけるなど、厳しい審査基準となっており、川内原発はこれらをクリアし、再稼動したためか今回の熊本地震においても停止することなく稼動していたと聞いております。だからといって最初に言いましたように、原発事故は現在の科学技術では対応できないことは明らかです。それらを踏まえ、日本においてもドイツなどのように太陽光や水力、地熱などを利用した再生可能エネルギー拡大に向けての政策が進められており、将来的には原子力も再生可能エネルギーに取って変わるものと思っております。したがって、現状においては陳情にあるような即時運転停止を求める意見書の提出には反対し、委員長報告のとおり原案の不採択に賛成いたします。

○議 長

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第12号、九州電力川内原子力発電所の即時運転

停止を求める意見書の提出を求める陳情について、採決をいたします。反対の意見がありましたので起立により採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、不採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 8名)

○議長

起立多数です。よって陳情第12号は委員長報告のとおり決しました。続いて、請願第7号、国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める請願書。請願第8号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書。以上、2件について福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、堀内武男議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長(堀内)

本定例会初日、当福祉教育常任委員会に付託されました請願2件につきまして6月10日委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容に沿って報告をいたします。請願第7号、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書でございます。請願の趣旨は、長野県では2013年に30人規模学級が中学校3年生まで拡大されていますが、義務標準法の裏付けがないために小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に対しての配置に課題も多く残しています。また複式学級の解消に向けても地方自治体の財政的負担が増大しております。少人数学級の推進は我が国の義務教育水準の維持向上を図る上で重要であり、厳しい財政状況の中で地方自治体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実施する必要があります。以上の理由から、義務標準法の改定を伴う教職員定数改善計画の策定と実行を強く要請するとともに、教育条件整備を強力に進めるよう意見書を提出してほしいとするものであります。審査の中で、「毎年同時期に出されている請願であり、従来は35人以下学級が、今回は35人学級と『以下』が削除されているとはいえ、議論は尽くされています。現在長野県では30人規模学級の運用となっているものの、義務標準法の裏付けがなく課題が多い。国の責任で進めるべきであり、全国に広めるためにも実現されるまで続けるべきである」「複式学級においても各自治体独自で対応しており、加配により財政負担が重くなっている。また国と県の定数の差を是正すべきで、学級定数引き下げには大いに賛成である」「大いに賛成だが生徒数が少なければみんな良い教育環境になるのか疑問もある。全てを国に求めるのではなく、県が負担するのは仕方がない」また「少人数の方が良いと思うが、限界もある。極端に少ないと弊害も考えられる。35

人規模が適正ではないか。少子化に合わせて適正人員の検討も今後必要である」等の意見が出されました。審査の結果、委員全員一致で採択とし意見書を提出することに決しました。続きまして請願第8号、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書であります。請願の趣旨は、義務教育費国庫負担制度が成立し、教育の機会均等や教育条件の差がなくなり、保護者負担も大きく減りました。しかし2006年に「三位一体」改革の中で費用の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状態が続いています。国庫負担率を2分の1へ再び戻し、教育水準の維持、向上を図り、県や市町村の財政状況による教育格差が広がらないよう制度の堅持、拡充を求める意見書を提出してほしいとする内容であります。審査の中で、「毎年出されてきている請願であり、議論が尽くされているが趣旨内容は十分理解でき、反対する要素はない」「1度議決され提出された意見書は継続して有効であり、再度提出する必要はないのではないか。今後議運等で検討してもらった方が良い」「義務教育であり、教育格差が広がらないためには制度の堅持、拡充が必要であり、実施されるまで何度でも請願書を受理し意見書の提出を行うべきである」等々の意見が出されました。委員会における請願2件の審査結果は全て採択とし、意見書を提出することに決しました。ここに委員会における審議結果を報告し、全議員の賛同をいただきますようお願いするものであります。以上、委員長報告といたします。

○議 長

ただ今の委員長報告に対し、はじめに請願第7号、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書について。質疑を行ないます。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって請願第7号は委員長報告のとおり決しました。次に、請

願第 8 号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について、質疑を行ないます。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって請願第 8 号は委員長報告のとおり決しました。日程第 3 議員提出議案の審議についてを議題とします。発議第 1 号、T P P 交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第 1 号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第 1 号、T P P 交渉に関する意見書の提出についてを採決いたします。この表決は起立によって行ないます。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立 13名)

○議 長

起立多数です。よって発議第 1 号は原案のとおり可決されました。次に、発議第 2 号 国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第 2 号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第2号、国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出についてを採決いたします。この表決は、起立によって行ないます。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立 13名)

○議長

起立多数です。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。次に、発議第3号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第3号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第3号、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出についてを採決いたします。この表決は起立によって行ないます。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立 13名)

○議長

起立多数です。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。日程第4、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、議会運営委員長より、別紙のとおり「閉会中の継続審査申し出書」が提出されております。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により、各委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町長

6月1日に開会いたしました第4回辰野町議会定例会におきまして、ご提案申し上げました23議案、全て原案どおり可決いただきまして、まことにありがとうございます。今議会、一般質問では介護や福祉、教育、人口減少、観光、道路、防災など、多方面にわたってお考えや対策等について、ご提案やご意見をちょうだいいたしました。この町の将来に欠くことのできない重要なことであり、議員皆様や町民の皆様の英知をお借りしながら、職員ともども歩みだした第五次総合計画後期基本計画や総合戦略を進めてまいります。各地で大きな災害が起きております。気象や自然の力には抗えないものも多くありますけれども、今年は18年災害から10周年、改めて災害の恐ろしさを思い起こし、災害の備えを怠らないようにしなければなりません。また、この11日から始まった第68回ほたる祭りは、主役のホテルと実行委員の皆様や関係皆様方のご尽力のおかげで盛況でなか日を迎えることができました。後半も多いに期待をしたいと思います。閉会にあたってご挨拶を申し上げます。以上であります。ありがとうございました。

○議長

以上で本日の会議を閉じます。これもちまして6月1日に開会いたしました、平成28年第4回辰野町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

この議事録は、議会事務局長 赤羽裕治、庶務係長 菅沼由紀の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 6番

署名議員 7番